

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

22

### 条 例

- 東京都子ども基本条例……………（福祉保健局）…一
- 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例……………（同）…三
- 東京都議会委員会条例の一部を改正する条例……………（議政局）…四

### 条例のあらまし

#### ●東京都子ども基本条例（条例第五一号）

- 一 この子どもの健やかな成長に寄与するため、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び都が取り組むべき施策の基本となる事項を定めます。
- （一） この子どもは大いなる可能性を秘めたかけがえない存在であるとの認識の下、子どもの権利条約の精神にのっとり、全ての子どもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていきけるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備していくことを基本理念として定めます。
- （二） この子どもにやさしい東京を実現するための施策を推進します。
- （三） このどもの意見表明と施策への反映に関する環境の整備を図ります。
- （四） このどもに関する施策を総合的に推進するための体制を整備します。

二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

#### ●東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例（条例第五二号）

- 一 新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めるための体制の整備に関する規定を設けます。
- （一） 宿泊療養施設に入所し、又は居宅等において療養する患者等に対し、健康管理等を行うための体制整備について定めます。
- （二） 保健所において公衆衛生に従事する医師の確保及び特別区又は保健所を設置する市に対する支援について定めます。
- 二 新型コロナウイルス感染症に関連する者に対する不当な差別的取扱いに関して防止のための普及啓発活動の実施及び解消のための相談体制の整備について定めます。
- 三 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

#### ●東京都議会委員会条例の一部を改正する条例（条例第五三号）

- 一 東京都組織条例の一部を改正する条例（令和三年東京都条例第四号）の施行に伴い、常任委員会の所管を改めるほか、規定を整備します。
- 二 この条例は、令和三年四月一日から施行します。

## 条 例

東京都子ども基本条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池 百合子

#### ●東京都条例第五十一号

東京都子ども基本条例

このどもは、大いなる可能性を秘めたかけがえない存在である。社会の宝であるこのどもは、また社会の一員でもあり、あらゆる場面において権利の主

体として尊重される必要がある。

子どもの権利条約（児童の権利に関する条約をいう。以下同じ。）では、子どもに対するあらゆる差別の禁止、子どもの最善の利益の確保、生命・生存・発達への権利及び子どもの意見の尊重を一般原則としている。

全ての子どもが誰一人取り残されることなく、将来への希望を持って、伸び伸びと健やかに育っていく環境を整備していかなければならない。

「子どもを大切にす」視点から、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもの目線に立った政策を推進していくことは、様々な人が共に暮らす、多様性に富んだ国際都市東京の使命である。

また、新型コロナウイルス感染症は人々の生活に大きな変化をもたらし、とりわけ子どもへの影響は顕著である。いかなる状況下においても、子どもの幸福を追求していくことが何より重要であり、東京都がなすべき責務を明らかにしなければならない。

こうした認識の下、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都が取り組むべき施策の基本となる事項を定め、子どもの健やかな成長に寄与することを旨とし、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、子どもの笑顔があふれる社会の実現に向けた基本理念及び東京都（以下「都」という。）が取り組むべき施策の基本となる事項を定めることにより、子どもの健やかな成長に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「子ども」とは、十八歳に満たない者をいう。なお、子どもに関する施策の実施に当たっては、次条の基本理念の実現を図る観点から、必要に応じて施策の対象とする範囲を定めるものとする。

(基本理念)

第三条 子どもは大きいなる可能性を秘めたかけがえない存在であるとの認識の下、子どもの権利条約の精神にのっとり、子どもを権利の主体として尊重し、子どもの最善の利益を最優先とすることで、全ての子どもが、今と将来への希望を持って伸び伸びと健やかに育っていけるよう、社会全体で子どもを育む環境を整備していかなければ

ならない。

(子どもの権利)

第四条 都は、子どもの権利条約を踏まえ、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利及び参加する権利をはじめとした、子どもの権利を尊重し、擁護するための施策を推進するものとする。

(子どもにやさしい東京の実現)

第五条 都は、社会全体で子どもを育み、子どもにやさしい東京を実現するため、子どもの目線に立った施策を率先して推進するものとする。

(子どもの安全安心の確保)

第六条 都は、子どもを犯罪、事故その他の危害から守るため、子どもの安全と安心の確保に必要な施策を推進するものとする。

(子どもの遊び場、居場所づくり)

第七条 都は、子どもが伸び伸びと健やかに育つことができるよう、特別区及び市町村（以下「区市町村」という。）と連携して、子どもが過ごしやすい遊び場や居場所づくりなど、環境の整備を図るものとする。

(子どもの学び、成長への支援)

第八条 都は、子どもの学ぶ意欲や学ぶ権利を尊重し、子どもの可能性を最大限に伸ばすことができるよう、一人一人の個性に着目し、自立性や主体性を育むために必要な環境の整備を図るとともに、子どもに寄り添ったきめ細かな支援に取り組むものとする。

(子育て家庭、子どもに寄り添った多面的支援)

第九条 都は、様々な不安や悩み直面する子育て家庭を支援するため、特別な支援や配慮を要する子ども及び社会的養育を必要とする子どもへの施策をはじめ、多様な子育てと働き方ための環境の整備、専門的な相談、情報提供その他の状況に応じた適切な取組等、多面的な支援に努めるものとする。

(子どもの意見表明と施策への反映)

第十条 都は、子どもを権利の主体として尊重し、子どもが社会の一員として意見を表明することができる、かつ、その意見が施策に適切に反映されるよう、環境の整備を図

るものとする。

(こどもの参加の促進)

第十一条 都は、こどもが社会の一員として尊重され、年齢及び一人一人の発達段階に応じ、学校や地域社会等に参加することができるよう、必要な環境の整備を図るものとする。

(こどもの権利の広報・啓発)

第十二条 都は、こどもの権利及び利益の尊重に関する広報その他の啓発を推進するものとする。

(こどもからの相談への対応)

第十三条 都は、こどもの不安や悩みを解消できるよう、こどもからの相談に対応する体制の充実並びに家庭、学校、地域社会及び関係機関等との連携強化に努めるものとする。

(こどもの権利擁護)

第十四条 都は、こどもの健やかな成長を支援するため、権利侵害その他の不利益を受けた場合等において、専門的知見に基づいて適切かつ迅速にこどもの救済を図ることができるよう、国、区市町村その他の関係機関と連携し、社会状況の変化に応じ、こどもの権利及び利益を擁護するための体制の充実その他の必要な措置を講ずるものとする。

(こどもに関する計画の策定)

第十五条 都は、こどもに関する計画を策定するに当たっては、第三条の基本理念にのっとるものとする。

(こども施策を総合的に推進する体制の整備)

第十六条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第十七条 都は、こどもに関する施策を総合的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(検討)

2 この条例の施行後三年を経過した場合において、この条例の施行の状況及びこどもを取り巻く状況等について検討し、時代の要請に適合するものとするために必要な措置を講ずるものとする。

3 前項の検討を行うに当たっては、こどもの意見を反映させるため、こどもの意見を聴く機会を設けるものとする。

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小池百合子

●東京都条例第五十二号

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例(令和二年東京都条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を削る。

第五条第三項を削り、同条の次に次の三条を加える。

(宿泊療養施設の確保等)

第五条の二 都は、新型コロナウイルス感染症の発生状況等を踏まえ、患者等が療養に専念することができるよう、宿泊療養施設の確保に努めるものとする。

2 都は、宿泊療養施設に入所する患者等に対して、医師、看護師等による健康管理を行うための体制の整備に努めるものとする。

(自宅療養者に対する支援)

第五条の三 都は、居宅等において療養する患者等に対し、その居宅等の所在地を管轄する保健所と協力して、居宅等において療養するために必要な生活物資の供給及び健康管理を行うための体制の整備に努めるものとする。

(保健所の機能強化)

第五条の四 都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に応じて、適切な新型コロナウイルス感染症対策を実施できるよう、必要な公衆衛生医師（保健所において公衆衛生に従事する医師をいう。）の確保に努めるものとする。

2 都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況に依りて、特別区又は保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）に対し、当該特別区又は保健所設置市が適切な対策を実施できるよう職員の派遣等必要な支援に努めるものとする。

第六条第三項中「保健所を設置する市（以下「保健所設置市」という。）を「保健所設置市」に改める。

第十四条の次に次の一条を加える。

（差別の禁止）

第十四条の二 都民及び事業者は、患者等、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型コロナウイルス感染症に関連する者に対して、り患していること又はり患しているおそれがあることを理由として、不当な差別的取扱いをしてはならない。

2 都は、前項に規定する不当な差別的取扱いについて、その防止のための普及啓発活動を行うとともに、その解消のための相談体制を整備するものとする。

3 都は、第一項に規定する不当な差別的取扱いについて、国の人権擁護に関する制度等と連携して、実効性ある人権侵害の救済が図られるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

令和三年三月三十一日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第五十三号

東京都議会委員会条例の一部を改正する条例

東京都議会委員会条例（昭和三十一年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「総務局」の下に「、デジタルサービス局」を加える。

第十三条の二第一項中「新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の二第一項」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第七項第三号」に改める。

附 則

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の際、現にこの条例による改正前の東京都議会委員会条例の規定による常任委員会において審査中の事件については、この条例による改正後の東京都議会委員会条例の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付議された事件とみなす。

行 東 京 都  
発 東京都市西新宿二丁目八番一  
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価

本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七号  
電話 〇三(三三二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

